

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針とさいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例(ノーマライゼーション条例)の改正について

○さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例(ノーマライゼーション条例)の改正の方向性

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」が令和6年4月1日の施行を予定しており、改正まで時間が短いこともあり、改正法に関連する項目についてのみ本市の条例についても改正を検討している。

【該当項目】第2条第1項8号、第25条第3項、第26条第3項

第1 差別解消推進に関する施策の基本的な方向 法制定背景/基本的な考え方(法の考え方など)

第2 差別解消措置に関する共通的な事項

1. 法の対象範囲

用語	国基本方針	ノーマライゼーション条例
障害者	心身の機能に障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常・社会生活に相当な制限を受ける状態にある者	第1章第2条(4) ア <u>前号ア※</u> に掲げる障害がある市民 イ <u>前号イ※</u> に掲げる障害があることにより、継続的に日常生活等において活動の制限又は参加の制約を受けている市民
事業者	商業その他の事業を行う者全般	第1章第2条(2) 市内において事業活動を行う全ての者をいう。
対象分野	障害者の日常・社会生活全般が対象 ※雇用分野は障害者雇用促進法の定めるところによる	定義としての定めなし。

-
- i 前号ア※：第 2 条(3)ア 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 2 条第 1 号に規定する身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害
- ii 前号イ※：第 2 条(3)イ アに掲げるもののほか、心身の機能、身体の器官肢体又は肢体を構成するものに、欠損、喪失等があることにより、日常生活又は社会生活(以下「日常生活等」という。)を営む上で社会的な支援を必要とする状態。

2. 不当な差別的取扱い

国基本方針	ノーマライゼーション条例
<p>●障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する、場所・時間帯などを制限するなどによる、障害者の権利利益の侵害を禁止</p> <p>※客観的に見て正当な目的のもとに行われ、目的に照らしてやむを得ないといえる場合</p>	第2条(8)の差別の定義により、包括的に記載
<p>●社会的障壁を解消するための手段(車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添等)の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当。</p>	
<p>●不当な差別的取扱いに該当する/しないと考えられる事例</p>	事例については、明記なし。差別の定義に照らし個別対応。

3. 合理的配慮

国基本方針	ノーマライゼーション条例
<p>●行政機関等や事業者が事務・事業を行うに際し、個々の場面で障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった時に行われる必要かつ合理的な取組であり、実施に伴う負担が過重でないもの</p> <p>例) 段差にスロープを渡す/筆談、読み上げ、 手話などの意思疎通/休憩時間の調整などの配慮</p>	<p>第2条(7)</p> <p>障害者が障害を原因として日常生活等を営む上で不可欠な活動を行うことができず、又は制限されるときに、当該活動を行うことができるようにし、又は当該活動の制限を緩和するために行う、用具又は機器の提供、建築物又は設備の改修その他の当該障害者の環境を調整する措置(当該障害者の就業時間又は業務内容を変更する措置で事業活動の目的の達成が妨げられるもの、既存の建築物の本質的な構造を変更する措置その他の当該措置を行う者に社会通念上相当と認められる範囲を超えた過重な負担を課すこととなる措置を除</p>

	く。)をいう。
●建設的対話・相互理解の重要性(社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障害者と行政機関・事業者等が共に考えていくためには、建設的対話を通じ、お互いの状況の理解に努めることが重要)	直接的な記載はないが、前提事項として対応。
●合理的配慮の提供義務に該当する/しないと考えられる事例	事例については、明記なし。
●環境の整備(合理的配慮を行うための、主に不特定多数の障害者に向けた事前的改善措置等)	第2条(7)の合理的配慮の定義により、包括的に記載。

第3 行政機関等が講ずべき差別解消措置に関する基本的事項

1. 基本的な考え方

- 行政機関等の職員による取組を図るため、対応要領を策定(※地方公共団体等は努力義務)
→策定済み

2. 対応要領

(記載事項)不当な差別的取扱い・合理的配慮の基本的考え方、具体例、相談体制、研修・啓発

→全て項目あり。

→今後夏頃に、国より変更後の基本方針を踏まえた国等職員対応要領が改定される予定であるため、改定後改定内容を踏まえ「さいたま市職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」の改定について、協議することを予定。

第 4 事業者が講ずべき差別解消措置に関する基本的な事項

1. 基本的な考え方

- 主務大臣は事業者による合理的配慮の義務化を踏まえ、所掌する分野の特性に応じたきめ細やかな対応を行う。
→事業者からの相談については、従来通り障害政策課で受付。

2. 対応指針

- (記載事項)不当な差別的取扱い・合理的配慮の考え方、具体例、事業者における相談体制・研修・啓発・制度整備、主務大臣の所掌する事業分野ごとの相談窓口
→対応指針の策定なし。

第 5 国及び地方公共団体による支援措置の実施に関する基本的な事項

1. 相談等の体制整備

- 市区町村、都道府県、国が役割分担・連携協力し、一体となって対応できるように取り組む。このため、内閣府において、各省庁に対する事業分野ごとの相談窓口の明確化の働きかけや、法令説明や適切な相談窓口に「つなぐ役割」を担う国の相談窓口の検討を進める。また、相談対応を行う人材の専門性の向上、相談対応業務の質向上を図る。

2. 啓発活動

- 行政機関等/事業者における研修、地域住民等に対する啓発活動/障害のある女性、障害のあるこども等への留意。

3. 情報の収集、整理、提供

事例(性別・年齢等の情報含む)の収集・データベース化・提供

→市内であがった相談事例を収集するとともに、本協議会においても委員の皆様より情報共有いただき、情報を整理し、類似相談があった場合に、情報提供できるよう蓄積していく。

4. 地域協議会

差別解消の取組を推進するため、地域の様々な関係機関をネットワーク化、事業者の参画、設置促進に向けた取組等

→設置済み

(障害者の権利の擁護に関する委員会委員及び臨時委員で構成する障害者差別解消部会が、地域協議会に該当。)

<参考：改正(案)>

- ・第25条③について、事業者による障害特性に応じた配慮を「努める」から「しなければならない」に改める。
- ・第26条③について、事業者による障害特性に応じた配慮を「努める」から「しなければならない」に改める。